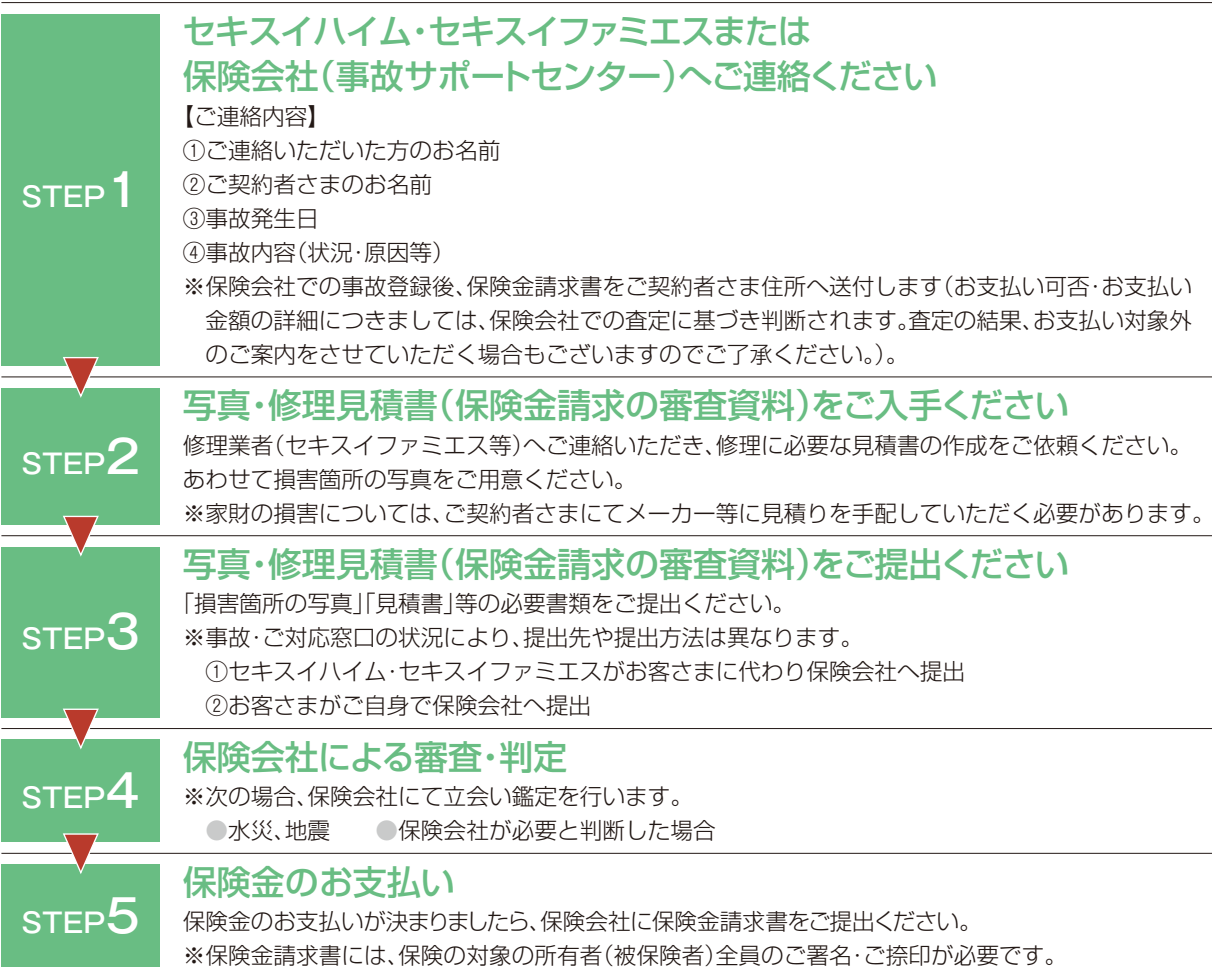


事故のご連絡・保険金請求の流れについて



万一、事故が発生した場合には、事故サポートセンターまで**ただちにご連絡ください**。
ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

事故サポートセンター 0120-727-110

●受付時間:24時間365日

インターネットでのご連絡はこちら▶



ご注意

住宅修理サービスなどの
トラブルにご注意ください!!

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または損保ジャパンへご相談ください。トラブルがあった場合は、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



SEKISUI

損保ジャパン

2024年10月1日以降始期用



大切なすまいや財産を
末永く守る「安心」をサポート

セクスイハイム オーナーズ保険

「セクスイハイムオーナーズ保険」は
損害保険ジャパン株式会社「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の
セクスイハイム用販売タイプのペットネームです。
本冊子は「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の
パンフレット兼重要事項等説明書です。

<損害保険ジャパンの加入制限について>
築年数や複数事故請求により加入制限があります。
詳しくは下記よりご確認ください。



◆お問い合わせ先

<取扱代理店>
セクスイ保険サービス株式会社
〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4121
〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1(CYK神田岩本町8階)
TEL.03-5296-9103
〒371-0805 群馬県前橋市南町3-36-3(ヨーク駅南ビル)
TEL.027-212-5464
<https://www.sekisuihoken.co.jp/sho/>

<引受保険会社>
損害保険ジャパン株式会社
大阪企業営業第一部第二課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166
企業営業第七部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-4151
受付時間:平日午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)

SJ24-05359 | 2024年8月7日

SEKISUI HEIM

このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「セキスイハイムオーナーズ保険」が 選ばれている理由

1 セキスイハイムオーナーさま専用の火災保険

セキスイハイムオーナーさま向けのすまいの保険・地震保険です。

一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。 ※適用には条件があります。※地震保険は除きます。

2 セキスイハイムグループの総合サポート

万一、事故があった場合にはグループ丸となって安心をお届けします。

セキスイハイム、セキスイファミエスにご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。
(事故のご連絡・保険金請求の流れについては、裏表紙をご覧ください。)



セキスイハイムオーナーさま

事故のご連絡

●修理
●保険金請求の
お手続き*1*2

セキスイハイム
セキスイ
ファミエス

保険金
お支払い
*3

セキスイ
保険サービス

損保ジャパン

- *1 セキスイ保険サービスまたは保険会社より直接ご案内することがあります。
- *2 個人で購入された家財の保険金請求についてはご自身でお手続きいただく必要がございます。
- *3 「保険金請求書」については保険会社よりお客さまへ送付しますので直接保険会社へご提出ください。

一般の火災保険



保険会社

代理店

修理メーカー

お客さまご自身で、補修依頼から保険金のご請求まで、それぞれに連絡・対応していただく必要があります。

お申込みの際は、次の手順に沿ってご検討ください。

STEP 1 ご契約タイプを3タイプから1つお選びください。

7~8ページ

☐ ワイドプラス ☐ ワイド ☐ スタンダード

STEP 2 家財保険をお申込みの場合は保険金額をお決めください。

5~6ページ

家財保険 万円

STEP 3 地震保険をお申込みされるかご検討ください。

14~17ページ

☐ 必要 ☐ 不要

STEP 4 オプションをお選びください。

11~13ページ

11~12ページ

- ☐ 個人賠償責任特約
- ☐ 携行品損害特約
- ☐ 類焼損害特約
- ☐ 地震火災特約
(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

賃貸住宅オーナーさま専用のオプション

12~13ページ

- ☐ 家賃収入特約
- ☐ 事故対応等家主費用特約
- ☐ 施設賠償責任特約
- ☐ 個人賠償責任特約包括契約に関する特約

事業を営んでいる方専用のオプション 13ページ

- ☐ 営業用什器・備品等損害特約

【保険始期日までにお客様にご対応いただきたいこと】ご確認、チェックをお願いします。

① 申込書のご記入・ご提出をお願いします。

☐ 記入し提出しました。

② 保険料払込方法(口座振替)のご登録をお願いします。

※詳細は30ページ(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等②③をご参照ください。

☐ 口座情報を登録をしました。

※更新お手続きの場合、既に登録済みもしくは払込票でご案内することがございます。申込書をご確認ください。

「THE すまいの保険」では火災リスクだけでなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。

THE すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、日常災害リスクも補償します! ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

※3タイプの詳細は7～8ページをご覧ください。

お住まいの復旧に必要な「費用」もお支払いします。THE すまいの保険では「評価済保険」を導入しているため、万が一の事故の際にも実際の損害の額を全額補償します。

建物が古くても全額補償!「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、実際の復旧費用を保険金額限度にお支払いします。

ここが
違う!

従来の火災保険*1では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。

*1 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

建てかえ費用特約について

※建てかえ費用特約の詳細は19ページをご覧ください。

住宅に70%以上の損害が発生した場合に、損害を受けた建物を新築に建てかえることができる特約です。保険の対象に建物を含み、建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。万が一大きな損害が発生した場合に、建てかえ・買いかえの選択肢も取っていただくことができるよう特約を開発しました。

住宅修理トラブル*2 弁護士費用特約について

※住宅修理トラブル弁護士費用特約の詳細は19ページをご覧ください。

悪質な修理業者との住宅修理トラブル*2を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などを補償します。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

*2 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)に関する紛争をいいます。

お住まいの地域のリスクをご存知ですか?
是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

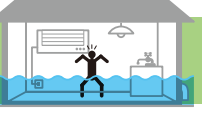
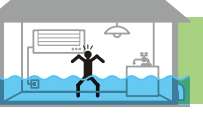
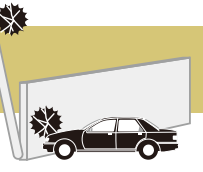


〈一例〉大阪市北区付近

『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元: 損保ジャパンにおける事例]

※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

火災リスク	火災 子供が火遊びをしていて書籍に燃え移り、火災が発生した。 お支払保険金 約 1,185万円 	落雷 落雷によりインターフォンやエアコンが破損した。 お支払保険金 約 45万円 
	風災 台風による風で門塀が破損した。 お支払保険金 約 83万円 	雪災 大雪の重みによりカーポートの柱が根元から折れ、同時にサイクルポートの支柱も曲がった。 お支払保険金 約 68万円 
自然災害リスク	水災 集中豪雨によって自宅が床上浸水した。 お支払保険金 約 153万円 	水災 集中豪雨によって自宅が床上浸水した。 お支払保険金 約 2,100万円 
	水濡れ 併用・賃貸住宅の2階横配水管がつまり、キッチンシンクより逆流し、1階店舗に被害が生じた。 お支払保険金 約 59万円 	盗難 泥棒が入って窓ガラス、ドアを壊された。 お支払保険金 約 92万円 
日常災害リスク	車両の衝突 ハンドル操作を誤り、外壁と自宅物置へ衝突した。 お支払保険金 約 153万円 	車両の衝突 駐車場の車による衝突で外部フェンスおよび柱が破損した。 お支払保険金 約 11万円 
	不測かつ突発的な事故 子供がソファ上で遊んでいたところ、肘をぶつけて引戸に穴があいた。 お支払保険金 約 10万円 	不測かつ突発的な事故 物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たって、ドアが破損した。 お支払保険金 約 27万円 
	電氣的・機械的事故 突発的なヒートポンプ内の基盤故障のためエコキュートが給湯できなくなった。 お支払保険金 約 6万円 	電氣的・機械的事故 室外機の電気部品が原因不明の不具合により発火し、エアコンファンが延焼した。 お支払保険金 約 7万円 

建物の保険では**家財は補償されません。**
家財の損害については、別途家財の保険を
ご契約いただく必要があります。

THE すまいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します!思わぬリスクから必需品を守ります!

家財の新価の目安 (2024年4月現在)

ご家族構成 世帯主の年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名子供1名	4人世帯 大人2名子供2名	5人世帯 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※家財とは建物内に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。

※併用住宅の場合、特約をセットしていただくことで、営業用什器・備品等も補償することが可能です。営業用什器・備品は建物内(同一敷地内の物置・車庫その他の付属建物を含みます。)に収容される、業務用の什器・備品等の動産をいいます。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	右記のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額(次のものは、記載の金額を限度にお支払いします。)

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

対象	事故の種類	限度額
① 貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

家財の値段(価値)は予想以上に高額です!

居間	応接セット、サイドボード等	48万円	台所、浴室	食器戸棚(×2)	20万円
	テレビ・DVDレコーダー等	25万円		冷蔵庫・オーブン	20万円
	ファンヒーター・空気清浄機等	25万円		食器類・調理器具	46万円
	パソコン・プリンタ等	46万円		食堂テーブル・イス	5万円
	その他	29万円		洗濯機・ランドリー	13万円
和室	和・洋ダンス(各1)、整理ダンス(×2)	31万円	子供部屋	その他	32万円
	婦人和服	102万円		学習用具(机、本棚等2人分)	13万円
	紳士・婦人コート、スーツ、他衣類	372万円		寝具(2人分)	11万円
	寝具(客用含む)	11万円		衣類(2人分)	72万円
	本棚・書籍	17万円		おもちゃ一式	25万円
	化粧台・化粧品一式	6万円		ファンヒーター・空気清浄機等	17万円
	その他	120万円		その他	30万円

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

*1 ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器は、「不測かつ突発的な事故」によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

『家財』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元: 損保ジャパンにおける事例]

※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

居間で火災が発生し、消火の放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しになった。

お支払保険金 約210万円



落雷

落雷による過電流で、パソコンやテレビ、冷蔵庫などが故障した。

お支払保険金 約40万円



自然災害リスク

雪災

雪害による屋根破損の影響で雨漏りが起こり家財に被害が生じた。

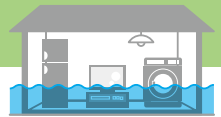
お支払保険金 約13万円



水災

集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた。

お支払保険金 約82万円



水災

集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた。

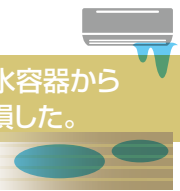
お支払保険金 約15万円



水濡れ

自宅に設置してあるエアコンの排水容器から水が溢れ、室内床及び服飾品が汚損した。

お支払保険金 約82万円



盗難

空き巣の被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグを盗まれ、液晶TVを壊された。

お支払保険金 約70万円



盗難

自宅に泥棒に入れられ、現金を盗まれた。

お支払保険金 約22万円



不測かつ突発的な事故

自宅でカメラレンズを交換しようとしてカメラ本体を落として破損した。

お支払保険金 約10万円



不測かつ突発的な事故

子供が誤って電気コードを引っ張り、家電製品が落ちて破損した。

お支払保険金 約8万円



不測かつ突発的な事故

輸入花瓶の水を取り替えようと持ち上げたら、手が滑って落とし花瓶を割ってしまった。

お支払保険金 約6万円



不測かつ突発的な事故

自宅で楽器のアルトサックスを落として破損した。

お支払保険金 約7万円



不測かつ突発的な事故

子供がおもちゃを液晶テレビに投げつけ液晶パネルが破損した。

お支払保険金 約15万円



不測かつ突発的な事故

勝手口が突風であおられて閉まり、置いていた釣り竿が挟まって折れた。

お支払保険金 約8万円



建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

実際にかかった損害の額(修理費^{*1})を基準に保険金をお支払いします！

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

1～4・6…自己負担額なし^{*2}

5・7～10…自己負担額5万円

※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは10・27～28ページをご参照ください。

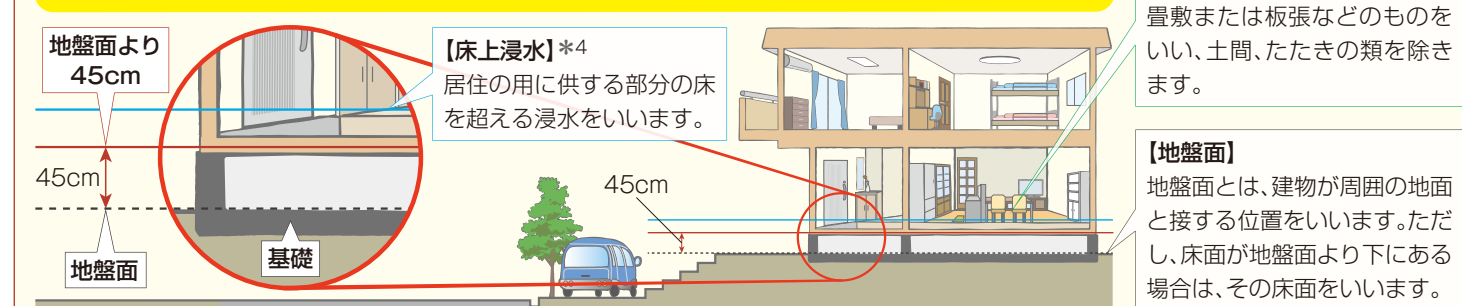
		火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
		1 火災・破裂・爆発 消防活動による 水濡れ、破壊などを 含みます。	2 落雷	3 窓ガラスや 屋根の破損など 風災・雹災・雪災	4 台風や集中豪雨に よる川の氾らんなど 水災 ※詳しくは下図を ご参照ください。	5 給排水設備などの 事故による 水濡れ*3	6 盗難による 盗取・損傷など	7 外部からの物体の 落下・飛来・ 衝突など	8 騒擾・集団行動など に伴う 暴力行為	9 不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	10 建物電氣的・ 機械的事故
ご契約タイプは、 以下の3タイプから お選びいただけます。 ※1～8の補償は必ず セットされます。	建物										
	家財										
	ワイドプラスタイプ	☐ 建物 ☐ 家財									
	ワイドタイプ	☐ 建物 ☐ 家財									
スタンダードタイプ		☐ 建物 ☐ 家財									

家財は補償しません

『水災^{*4}補償(床上浸水^{*5}の定義など)』のご説明

以下のいずれかの浸水条件に該当する場合、補償します。

①床上浸水^{*5}のとき、②地盤面から45cmを超える浸水のとき、③損害割合が再調達価額の30%以上のとき



- ^{*1} 復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいの保険では復旧に付随して発生する下記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。
①損害範囲確定費用 ②仮修理費用 ③残存物取片づけ費用 ④原因調査費用 ⑤試運転費用 ⑥賃借費用 ⑦仮設物設置費用
⑧残業勤務などの費用 ⑨保険の対象以外の原状復旧費用
※本パンフレットでは「復旧に付随して発生する費用」を「復旧付随費用」と呼称します。
※お支払いする損害保険金の額は、保険金額の2倍が限度です。
※全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。
- ^{*2} ただし ⑧については、始期日時時点で築30年以上(建築年が不明の場合を含みます)の場合、免責金額(自己負担額)は5万円となります。
- ^{*3} 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。)
- ^{*4} 水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。
- ^{*5} 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- ※ 築40年以上または築年数不明の物件は、ご契約時に保険会社への照会が必要です。

通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、以下の金額が限度となります。
●通貨等：1事故1敷地内あたり20万円
●預貯金証書：1事故1敷地内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。

※詳しくは9～10
ページをご参照
ください。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心！

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要につきましては18ページをご参照ください。

費用保険金など			
A 臨時費用保険金 上記の1から10までの損害保険金支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。 	B 地震火災費用保険金 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定の損害を受けた場合にお支払いします。 	C 凍結水道管修理費用保険金 建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。 ※パッキングのみに生じた損害などは対象外です。 	D 損害防止費用 火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合にその費用をお支払いします。

建物 日常災害リスク 10 『建物電氣的・機械的事故特約』のご説明

ワイドプラスタイプ標準セット

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害も補償します！

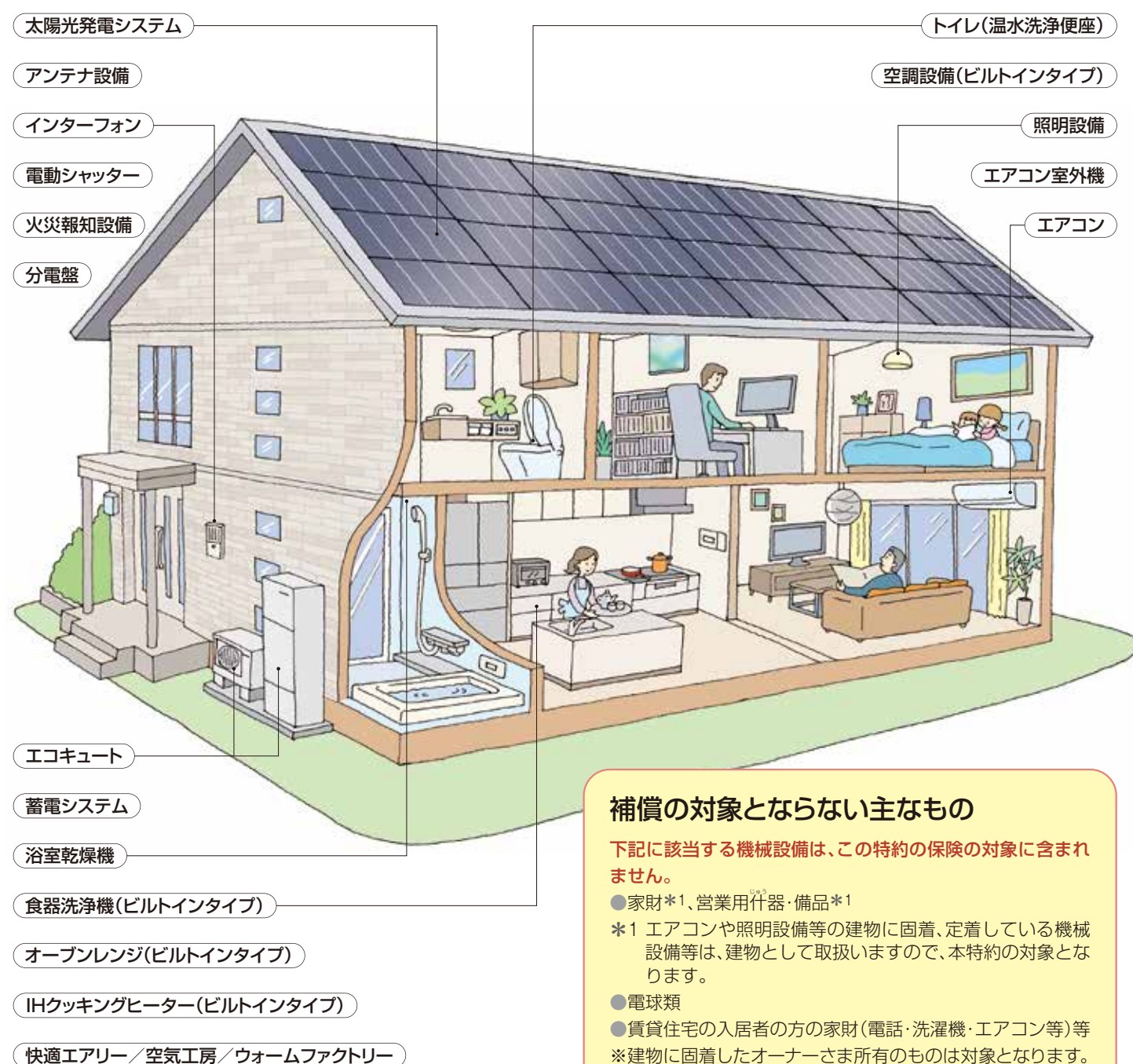
建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等）に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害額（修理費）－ 5万円（自己負担額）** です。

※支払限度額（保険金額）を上限とします。

建物電氣的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



補償の対象とならない主なもの

下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

●家財*1、営業用什器・備品*1

*1 エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

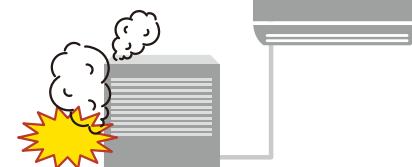
●電球類

●賃貸住宅の入居者の方の家財（電話・洗濯機・エアコン等）等
※建物に固着したオーナーさま所有のものは対象となります。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



故障の原因が、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる
場合があります。

故障の原因が、自然の消耗または劣化である

保険金をお支払いすることが
できません。

保険金をお支払いする主な場合

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。「不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電氣的、機械的な作用で損害が発生した事故が「電氣的・機械的事故」となります。

電氣的事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気的作用、その他の電氣的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的事故

さまざまな機械的作用に伴って損害が生じたもので、電気的作用以外による事故。

実際の事故事例

基盤ショートによりエアコン本体と室外機が故障。

お支払保険金 約 **11万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

保険金をお支払いできない主な場合

●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害

●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*2を負うべき損害

●不当な修理や改造によって生じた事故

●消耗部品*3および付属部品の交換

●コンピュータープログラム、インプットデータ等コンピューターソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
等
*2 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

*3 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球等をいいます。

実際に対象外とされた事故事例

浄化槽管理者による点検の際、排水ポンプの不調を確認したが**消耗劣化**のためお支払いの対象外と判断。

お支払いの対象外

！ 本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険始期					保険満期
設備A	メーカー保証	本特約にて補償				
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証		本特約にて補償		
設備C	メーカー保証	本特約にて補償		交換	メーカー保証	本特約にて補償
設備D		追加*4	メーカー保証	本特約にて補償		

*4 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

さらに、オプション(追加の補償)をご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては19・20ページをご覧ください。

賠償責任リスク

個人賠償責任特約

日常生活においてお客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

●保険金額: 1億円

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

特約の被保険者は以下の(1)から(6)までの方です。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者または配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (6) (2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

その他の注意点

- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。
- 示談交渉サービスについて
 - 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
 - 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
 - この特約の補償の対象となる事故にかぎります。
 - 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。

実際の事故事例

前方の自転車を追い越した後、その自転車の前を横切って左折したところ、相手と接触。相手が転倒し負傷した。

お支払保険金 約**700万円**

実際の事故事例

自転車走行中に横断歩道上で高齢の女性と接触、左足を骨折させた。

お支払保険金 約**620万円**

実際の事故事例

浴室に水をためている途中寝てしまい水が溢れ、階下の複数の部屋に漏水した。

お支払保険金 約**620万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

携行品リスク

携行品損害特約

保険の対象に家財が含まれる場合にセットできます。

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額: 50万円、100万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額: 1万円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

※火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

※補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

類焼リスク

類焼損害特約

建物からの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

- 保険金額: 契約年度ごとに1億円限度
- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。

実際の事故事例

入居者のタバコの不始末で火災が発生し、近隣の建物に延焼した。

お支払保険金 約**4,400万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

地震火災リスク

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

●保険金額

地震火災30プラン: 保険金額*1×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

地震火災50プラン: 保険金額*1×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

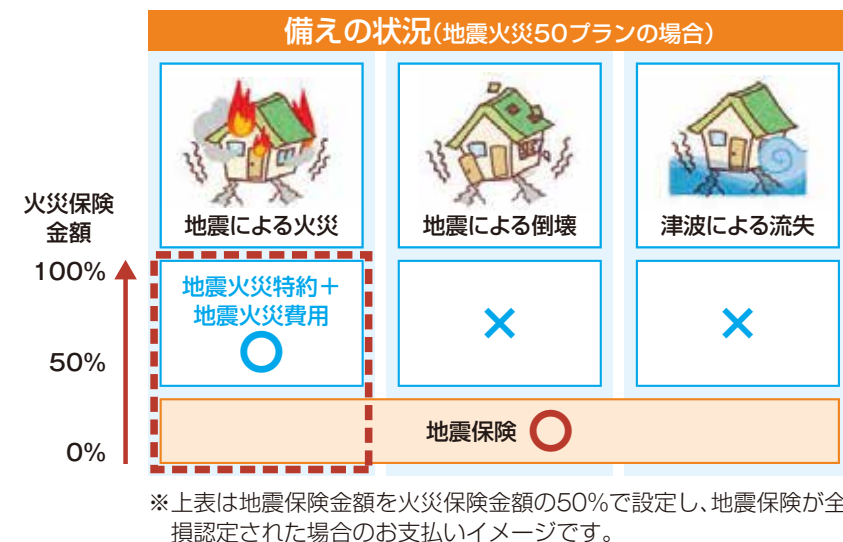
*1 保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属等は含みません。

●地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

●お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます(2024年4月現在)。

●特約の中途セット、中途解約はできません。

※地震保険をセットしない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されませんのでご注意ください。



賃貸住宅オーナーさま専用のオプションをご用意!

※お支払いする保険金の概要につきましては20～21ページをご覧ください。

経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

他人に貸している住宅(戸室)が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

- 保険金額: 家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
- 約定復旧期間: 6か月

実際の事故事例

アパートから火災が発生し、復旧までの期間の家賃が減少した。

お支払保険金 約**140万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

事故対応等家主費用特約

家賃収入特約をセットした場合にセットできます。
対象となる建物に家主が居住している場合はセットできません。

賃貸住宅（借戸室）内での死亡事故に伴う家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

●保険金額：家賃収入補償…保険の対象である建物の家賃月額 死亡事故対応費用補償…100万円

※居住戸室数をご確認ください。

施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担した場合に施設賠償責任保険金をお支払いします。

●保険金額：1億円

●損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

実際の事故事例

ルーフガーデンの排水口がつまり、階下の入居者家電等が水濡れ損害を受けた。

お支払保険金 約**228万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

■入居者リスク(賠償責任)

個人賠償責任特約包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

日常生活において、入居者およびそのご家族の方が、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●保険金額：1億円

●国内外の事故にかかわらず補償します。

●国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

事業を営んでいる方専用のオプション(追加の補償)

※お支払いする保険金の概要につきましては22ページをご覧ください。

■什器・備品リスク

営業用什器・備品等損害特約

物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

●保険金額：100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択できます。

●自己負担額：1万円

※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※盗難の場合の補償限度額は22ページの〈注意〉を参照してください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震を原因とする火災は、住まいの保険では補償されません。

地震保険とは

1 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。

2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

3 保険料は各社共通となっています。

4 住まいの保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。

5 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)

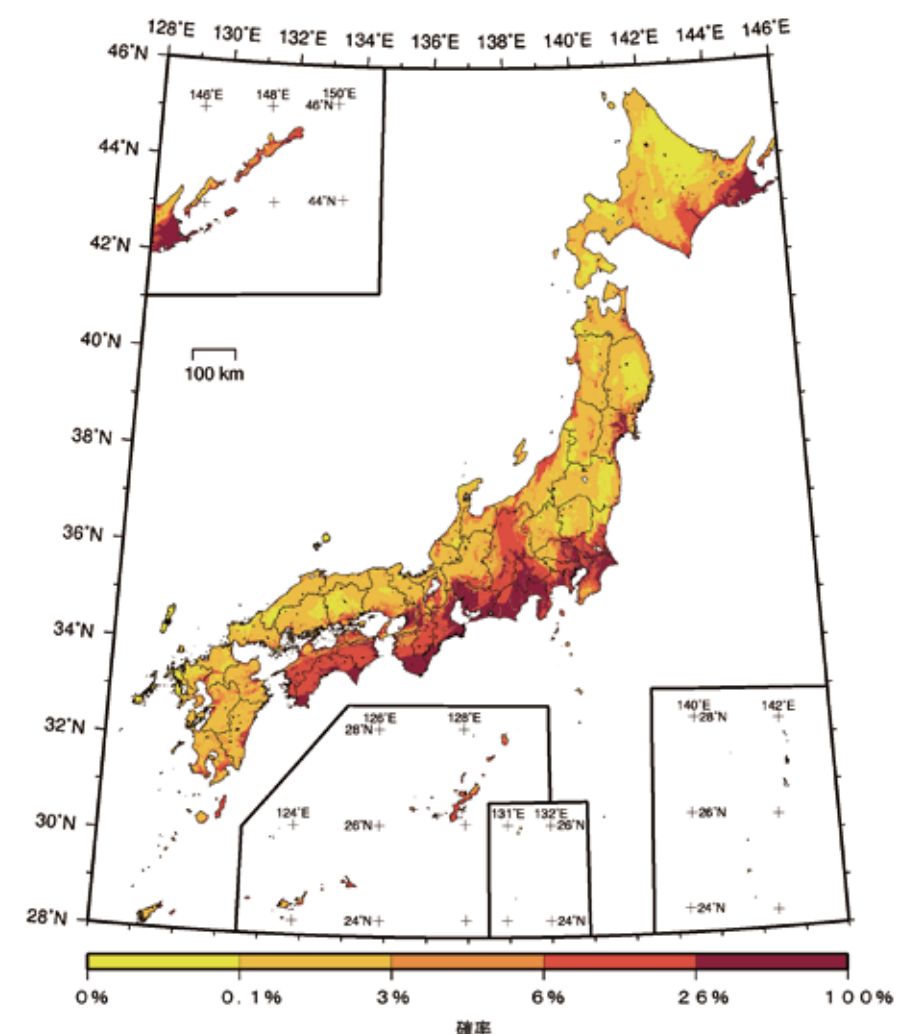
※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

確率論的地震動予測地図(確立の分布)

今後30年間に 震度6弱*1以上の揺れに 見舞われる確率

(平均ケース・全地震)(基準日:2010年1月1日)

*1 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



(出典)J-SHIS地震ハザードステーション 防災科学技術研究所

実際の事故事例

地震を原因とする火災で建物が全焼してしまった(全損)。

お支払保険金
約**1,600万円**

地震により地盤が沈下し、建物が傾いてしまった(全損)。

お支払保険金
約**4,500万円**

地震による津波で、家財がすべて流出した(全損)。

お支払保険金
約**350万円**

地震により電子レンジや食器類が落下し、破損した(一部損)。

お支払保険金
約**75万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)*・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



津波による流失

保険の対象

- ①**居住用の建物**…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。
- ②**家財**……………居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。
- 地震保険の保険の対象は、THE すまいの保険で保険の対象になっているものにかぎります。THE すまいの保険の保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
- 地震保険の保険の対象とならないもの（THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。）
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
 - 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
 - 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - 設備・什器、商品・製品

など

地震保険の保険金額の設定と保険期間

◆保険金額の設定

- 保険金額は次のように定めます。

THE すまいの保険の保険金額

×

30%～50%*1

=

地震保険の保険金額
(建物:5,000万円限度*2 家財:1,000万円限度)

- *1 地震保険の保険金額は、THE すまいの保険の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について5,000万円*2、家財は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財について1,000万円が限度となります。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- *2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

◆保険期間

- 1年ずつ自動的に継続する方式か、最長5年までの長期契約とする方式のいずれかをご選択ください。

地震保険料控除証明書

- ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*3が一定額を限度として、その年の契約者の課税所得から控除*4されます。（2024年4月現在）
「地震保険料控除証明書」は、THE すまいの保険証券に添付されます。
- 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、38ページの「地震保険料控除証明書の発行について」をご参照ください。
- *3 地震保険の保険期間が1年を超える一括払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一括払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。
- *4 控除対象額は右記のとおりです。所得税：地震保険料の全額（最高50,000円） 個人住民税：地震保険料の1／2（最高25,000円）

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。
※保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

地震保険のお支払いについて

◆保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

損害の程度	認定の基準*5				お支払いする保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部*6の損害額が	建物の時価額の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価*7額が限度)
大半損		建物の時価額の 40%以上50%未満	床上浸水	建物の延床面積の 50%以上70%未満		家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価*7額の60%が限度)
小半損		建物の時価額の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価*7額の30%が限度)
一部損		建物の時価額の 3%以上20%未満		全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が、 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価*7額の5%が限度)

*5 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

*6 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分を行います。

*7 時価額とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額を行います。

構 造	主な商品名	主要構造部の損害認定 着目点
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア など	開口部(窓・出入口)、 外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ など	外壁、内壁、基礎、屋根

- お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。（2024年4月現在）
- 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

契約上重要となるご注意点 損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約タイプで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

	保険金をお支払いする主な場合
損害保険金	普通保険約款で規定する事故(火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・水災・建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突など、漏水などによる水濡れ、騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、盗難による盗取・損傷・汚損、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など))*8によって保険の対象に損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。 *8 保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いします。なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。*9

*9 損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

お支払いする損害保険金の額	損害の額*10－自己負担額*11＝損害保険金(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)
---------------	---

*10 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用および、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)をいいます。

*11 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

※保険の対象である家財の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金が変わるものがあります。詳しくは、5ページ「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%*12のいずれか低い額が限度) *12 保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上*13、または保険の対象である家財が全焼*14した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 *13 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 *14 家財の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含みません。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
凍結水道管修理費用保険金 ※保険の対象に建物が含まれる場合のみ	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度) ※パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

建物電氣的・機械的事故特約(ワイドプラスタイプ)について

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建物電氣的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合	●28ページの損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」に記載の算式により算出された建物の損害保険金[1事故につき自己負担額5万円] ●臨時費用保険金

◆損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門・塀・垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

◆損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

◆損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

◆主契約THE すまいの保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約のTHE すまいの保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われます。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

◆保険金をお支払いできない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●損害の程度が一部損に至らない損害

●門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害*1

●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害

●地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 など

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置・設備・什器・商品・製品等は保険の対象となりません。

*1 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料*2	割引率
免震建築物割引	免震建築物*3に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関*4により作成された書類*5のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類*6*7 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」 など ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書*6 例)「フラット35Sの適合証明書」 など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します*7。) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 など	50%
耐震等級割引	耐震等級*3を有している建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など	等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%
耐震診断割引	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 など	10%

*2 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

*3 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、品確法といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

*4 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

*5 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

*6 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

*7 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

特約(自動セット)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建てかえ費用特約 ※保険の対象に建物が含まれる場合 ※協定再調達価額と建物の保険金額が同額の場合	【建てかえ費用保険金】 損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が出される場合で、以下の条件をいずれも満たす場合 ● 損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること ● 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと ※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。 【取りこわし費用保険金】 建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合 ※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。 ● 取りこわしを開始・完了した場合 ● 損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合 ● 損害を受けた建物の使用を開始した場合	【建てかえ費用保険金】 被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用－損害の額(建物の保険金額－損害の額が限度) ※損害の額には、復旧付随費用は含まれません。 【取りこわし費用保険金】 取りこわし費用の実費(建物の保険金額の10%が限度)
住宅修理トラブル 弁護士費用特約 ※保険の対象に建物が含まれる場合	【弁護士費用保険金】 被保険者が弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。なお、弁護士等への委任について、委任契約の内容が記載された書面を損保ジャパンに提出し、あらかじめ損保ジャパンの承認を得なければなりません。 【法律相談・書類作成費用保険金】 被保険者が弁護士等へ法律相談や書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用に対して、法律相談・書類作成費用保険金を支払います。 <被保険者>特約の被保険者は以下のすべての方です。 ①記名被保険者(主契約の被保険者と同一となります。) ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	【弁護士費用保険金】 被保険者1名あたりの限度額:300万円 【法律相談・書類作成費用保険金】 被保険者1名あたりの限度額:10万円 ※1回の原因事故につき

特約(オプション)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	被保険者*1が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ● 被保険者*1の居住の用に供される住宅または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 被保険者*1の日常生活に起因する偶然な事故 *1 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*2 ③記名被保険者またはその配偶者*2の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*2の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりません。 *2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。	損害賠償金(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)、訴訟費用、弁護士費用など

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者*3の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合 *3 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*4 ③記名被保険者またはその配偶者*4の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*4の別居の未婚の子 *4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。	損害の額－1万円(自己負担額) ※契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※保険の対象が生活用の通貨等、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害の額の上限を5万円とします。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)
地震火災特約 (地震火災30プラン・ 地震火災50プラン)	地震等を原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼となった場合。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は補償されません。 ※地震保険をセットしない場合でも、本特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流出等の損害は補償されません。	【地震火災30プラン】 保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%) 【地震火災50プラン】 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%) ※保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含みません。
家賃収入特約	補償対象となる事故(27ページの損害保険金の①から⑧まで、および18ページの建物電気的・機械的事故特約のうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入に損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間(6か月)を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の特約の保険金額を限度にお支払いします。)
事故対応等 家主費用特約 ※対象となる建物に家主が居住している場合は引き受けできません。	【家賃収入保険金】 賃貸住宅(借戸室)内で死亡事故(自殺・犯罪死・孤独死*5)が発見され、死亡事故発生住宅(戸室)に空室期間*6・値引期間*7が、隣接戸室*5に空室期間*6が発生したことによる家賃の損失が生じた場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて90日以内(賃貸借契約終了のために相続財産清算人が選任された場合は、死亡事故の発見日から730日以内)に死亡事故発生住宅(戸室)の賃貸借契約が終了した場合にかぎりません。 *5 死亡事故により物的損害が発生した場合にかぎりません。 *6 賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかぎりません。 *7 新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合にかぎりません。 【死亡事故対応費用保険金】 賃貸住宅(借戸室)内で死亡事故が発見され、被保険者が原状回復費用*8または事故対応費用*9を負担した場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかぎりません。 *8 死亡事故発生住宅(戸室)等を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等するために要する費用 *9 死亡事故に対応するために被保険者が支出を余儀なくされた、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入費用、火葬費用または葬祭費用、相続財産清算人選任申立費用	【家賃収入保険金】 ● 空室期間が発生したことによる家賃の損失 家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数 ● 値引期間が発生したことによる家賃の損失 値引した家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数 ※家賃収入特約から家賃収入保険金が出される場合は、家賃収入保険金の額を差し引きます。 【死亡事故対応費用保険金】 実費(1回の事故につき、100万円が限度) ※見舞金・見舞品購入費用は、1回の事故につき、10万円を限度とします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
施設賠償責任特約 ※損害賠償に関する 示談交渉サービスは 行いません。	被保険者が、日本国内において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ●被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)

個人賠償責任特約
包括契約に
関する特約

※国内の事故にかぎり
損害賠償に関する
示談交渉サービスを行
います。

被保険者*1のうち①から③の者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

●居住戸室*2の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

*1 この特約における被保険者は次のとおりです。

①居住戸室*2に居住している者

②居住戸室*2に居住している者の配偶者*3

③居住戸室*2に居住している者またはその配偶者*3の別居の未婚の子

④居住戸室*2の所有者で、居住戸室*2に居住していない者

⑤居住戸室*2に居住している者が未成年者または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない居住戸室*2に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住戸室*2に居住している者を監督する方(居住戸室*2に居住している者の親族にかぎりま

す。)。ただし、居住戸室*2に居住している者に関する事故にかぎりま

す。

⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりま

す。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりま

す。

*2 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*4をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。

*3 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

*4 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。

損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
営業用什器・備品等 損害特約	保険証券記載の建物(物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害の額*5－1万円(自己負担額) 保険証券記載の保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、〈注意〉を参照してください。 *5 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用を含みます。
〈注意〉	盗難または不測かつ突発的な事故の場合の補償限度額 ①貴金属等の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 ②①にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。 ③②の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。 ※盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は復旧付随費用を除いた額は再調達価額を、貴金属等の場合は復旧付随費用を除いた額は時価額を限度とします。	

地震保険

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
地震保険 ※地震保険をご契約の場合にかぎります。	地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物もしくはその収容家財に損害が生じた場合にお支払いします。	損害の程度により16ページ記載の金額をお支払いします。

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険料決定の仕組み

THE すまいの保険の保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財*1*2*3*4のいずれかからお選びいただけます。

- *1 区分所有建物の専有部分である場合において、主に被保険者が使用または管理する共用部分(バルコニー・ベランダ等)に損害が生じ、管理組合の規約にもとづいて被保険者に修復の義務が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。なお、この損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、管理組合の承認を得る必要があります。またご契約時には、建物の保険金額にこれらの価額は含める必要はありません。
- *2 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機は家財に含まれません。(原動機付自転車は家財に含まます。)
- *3 5ページ『家財を保険の対象とした場合のご注意』をご参照ください。
- *4 敷地内に所在する宅配物(荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する動産である宅配ボックス等を含みます。)、自転車および原動機付自転車は保険の対象に含まれます。たとえば、置き配にて配達された宅配物が敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に存在する場合は、補償の対象となります。ただし、配送業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含みます。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅*5、併用住宅*5*6です。**住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。**

- *5 共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
- *6 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します(M構造内で保険料が異なる場合があります。)

- M構造**… 1. 下記の㊸～㊻のいずれかに該当する共同住宅
 ㊸コンクリート造建物 ㊹コンクリートブロック造建物 ㊺れんが造建物 ㊻石造建物
2. 耐火建築物*7の共同住宅
- T構造**… 1. 下記の㊸～㊻のいずれかに該当する建物
 ㊸コンクリート造建物 ㊹コンクリートブロック造建物 ㊺れんが造建物 ㊻石造建物 ㊼鉄骨造建物
2. 耐火建築物*7
3. 準耐火建築物*8
4. 省令準耐火建物
- H構造**… M構造および T 構造に該当しない建物

以下の 1. または 2. の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります(共同住宅で①耐火建築物*7の場合はM構造となります。)。該当する場合は、所定の確認が必要となります。

①耐火建築物*7 ②準耐火建築物*8 ③省令準耐火建物

2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用しますが、保険料はH構造と同一となります。

※地震保険はH構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

*7 「耐火構造建築物」「主要構造部*9が耐火構造の建物」「主要構造部*9が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準*10に適合する構造の建物」を含みます。

*8 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

*9 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

*10 2024年(令和6年)4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の復旧費用の限度額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。

- **建物の保険金額**……………保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定は原則評価額と同額で設定します。
- **家財の保険金額**……………保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については5ページの「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- **貴金属等の保険金額**…5ページ『家財を保険の対象とした場合のご注意』をご参照ください。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の①から⑭までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更
- ②保険の対象の移転
- ③住居部分がなくなった
- ④建物の建築年月
- ⑤建物内の職作業・作業規模の変更
- ⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑦居住戸室数の変更(個人賠償責任特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任総合包括契約に関する特約、事故対応等家主費用特約をセットする場合)
- ⑧施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑨割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)
- ⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象としたご契約のみ)
- ⑪建物の所有関係(M構造の建物を保険の対象とする場合)
- ⑫保険の対象の譲渡
 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- ⑬ご契約者の住所・通知先変更
 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。
- ⑭上記以外の変更
 上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下の㊸または㊹のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。

ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

㊸住居部分がなくなったとき ㊹日本国外に保険の対象が移転したとき

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、**保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。**

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

2024年10月改定対応

この書面では、個人用火災総合保険およびこれにセットされる地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。 ※普通保険約款および特約は、ご契約締結後、保険証券とともにお届けします。(Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。)

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約およびご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにご請求ください。更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語の説明

普通保険約款・特約、ご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。
汚損、危険、給排水設備、告知事項、骨董、借戸室、証書、商品・製品等、親族、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、土砂崩れ、配偶者、破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等

約款に関する用語	普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等に関する用語	保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険の対象に関する用語	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
	屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
	貴金属・稿本等(以下、貴金属等といいます)	保険の対象である家財のうち、次のア、またはイ、の物をいいます。 ア、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ、稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。
	乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。
	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
	復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
	復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
	新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
評価および保険金支払に関する用語	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
	修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
	その他	
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一式の保険金額とします。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

②商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約タイプ)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。

基本となる補償(契約タイプ) 建物・家財一式					主なセット可能な特約 (任意セット特約)*4	
○: 補償の対象 ✕: 補償の対象外		ワイドプラス タイプ	ワイド タイプ	スタンダード タイプ	費用の補償	
建物や家財一式の補償*2	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	家賃収入特約	
	風災、雹災、雪災	○	○	○	事故対応等家主費用特約	
	水災	○	○	○	賠償の補償	
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	○	個人賠償責任特約	
	漏水などによる水濡れ	○	○	○	施設賠償責任特約	
	騒擾・集団行動などに伴う暴力行為	○	○	○	個人賠償責任特約 包括契約に関する特約	
	盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	○	その他の補償	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	○	○	✕	類焼損害特約		
費用の補償*3	地震火災費用	○	○	○	携行品損害特約	
	凍結水道管修理費用	建物: ○ 家財: ✕			営業用什器・備品等損害特約	
	臨時費用	○	○	○	地震火災特約 (地震火災30プラン) (地震火災50プラン)	
	損害防止費用	○	○	○	ワイドプラスタイプ 自動的にセットされる特約 (自動セット特約)*4	
+					建物のさらなる補償	
+					建物電氣的・機械的事故特約	
地震保険						

- *1 保険の対象に「建物」を含む契約には「建てかえ費用特約」が自動セットされます。
*2 「建物や家財一式の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)②をご参照ください。
*3 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要なまたは有益な消火活動のための費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。
*4 特約についての自己負担額は保険契約申込書等をご参照ください。

取扱代理店が販売している契約タイプ・特約についての詳細は、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

補償内容・特約一覧表

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(契約タイプ)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	
1 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。
2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))をいいます。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することとともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おののおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の②または④のいずれかの場合をいいます。 ②建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じること ④保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。))を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。))より45cmを超える浸水をいいます。
4 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
5 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。))または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。
6 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
7 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。
8 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から7までの事故を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合	
●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害	
●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害	
●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害	
●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。	
●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害	
●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害	
●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。))を原因とする損壊・埋没・流失による損害*1	
●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。))損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害*1	
●漏電、ショート等により生じた焦げつきの損害(電気的・機械的事故による損害は特約によって補償される場合があります。))	
●核燃料物質に起因する事故による損害	

- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。*2
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。))または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害*2
- ねずみ食い、虫食い等*2
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。))を負うべき損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。))であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。))等

*1 地震保険をセットすることで、補償することができます。➡後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。
*2 これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。

※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。	
●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。))上の過失または技術の拙劣に起因する損害	
●偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害	
●携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害	
●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害	等

📖 保険金をお支払いできない主な場合

②お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

契約タイプの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金*3をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。*4

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額*3
新価・実損払(評価済)	建 物	損害の額*5 － 自己負担額*6*7 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式*8 (貴金属等*9を含む)	損害の額*5 － 自己負担額*7 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

- *3 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。
- *4 損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。
- *5 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用を含みます。
※ 復旧付随費用とは、残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用です。
- *6 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。
- *7 自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物・家財一式	「なし」です。ただし、自己負担額「なし」であっても、「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など」、「漏水などによる水濡れ」、「騒擾・集団行動等に伴う暴力行為」および「不測かつ突発的な事故」の自己負担額は「5万円」となります。 ※ただし「風災・雹災・雪災」については、始期日時時点で築30年以上(建築年が不明の場合を含みます)の場合、自己負担額は「5万円」となります。

*8 次のものは、以下を限度に補償します。

保険の対象		事故の種類	限度額
①	貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。
*9 損害の額は時価額を基準とします。

📖 お支払いする保険金および費用保険金

③主な特約の概要

契約概要

セット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

個人賠償責任特約	日本国内外において、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。（国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。）
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④特約等の補償重複について

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。＊1

＊1 1 契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
	個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
	個人用火災総合保険（建物のご契約）の類焼損害特約	個人用火災総合保険（家財のご契約）の類焼損害特約
	個人用火災総合保険の携行品損害特約	個人用傷害所得総合保険の携行品損害特約

⑤保険の対象

契約概要

保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅（住居および事業に併用される物件をいいます。）の右の（ア）および（イ）のうち、お客さまが契約されたものです。

＊2 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。

＊3 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。

- 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
- 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）および航空機
- 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。）
- 商品・製品等
- 業務用の什器・備品等
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

＊4 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。

⑥保険金額の設定

契約概要

保険金額は保険の対象ごとに次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払（評価済）	建物	原則新価の100%で、保険金額を設定します。＊5
新価・実損払（罹災時再評価）	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。＊6

＊5 約定付保割合100%での引き受けとなります。約定付保割合とは、保険価額（再取得価額）における保険金額の割合のことをいいます。

＊6 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます（1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。）。

※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はわだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

📖 評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保 険 期 間：1年から5年 補償の開始：保険期間の初日の午後4時（保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻） 補償の終了：保険期間末日の午後4時

※補償の開始・終了時期は、地震保険（後記（4））も同様です。

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料については保険契約申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約時の保険料は、口座振替となります。

※始期日の属する月の翌月から請求します（お手続きの時期によってご請求が1か月遅れる可能性があります。）。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は保険証券記載の保険料払込期日までにお支払いください。払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。

（4）地震保険の取扱い

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険（以下（4）において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

②補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損	主要構造部＊7の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部＊7の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部＊7の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部＊7の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

＊7 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

※1回の地震等＊8による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円＊9を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

＊8 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

＊9 2024年4月現在

お支払いする保険金

=

算出された保険金の額

×

12兆円＊9

算出された支払保険金総額

📖 損害の認定基準について

③保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

等

④保険期間

契約概要

- 地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式のいずれかをご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。
※主契約が長期年払の場合、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
※地震保険を自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)③と同様です。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 (注意喚起情報) (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項です。告知事項については、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項

保険の対象の所在地、建物の構造・用途、建物の所有関係、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等
※ご契約の内容により告知事項は異なります。

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書) (注意喚起情報)

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間

- クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。
- ご契約を申し込まれた日
- 本書面を受領された日

お手続き方法

クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。

お申し出を
受付できない場合

- 取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

宛先および
ご通知いただく事項

宛 先

- 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行
- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。)
- 取扱代理店名

お支払いになった
保険料の取扱い

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

クーリングオフが
できないご契約

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知事項

- 建物の構造または用途を変更した場合
- 保険の対象を他の場所に移転した場合
- 前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- 住居部分がなくなったとき
- 日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

- 保険の対象を譲渡する場合*1
- 保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合*2
- 保険契約者の住所や通知先を変更した場合*3
- *1 ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
- *2 次のいずれかによるものをいいます。
 - 建物の増築・改築または取りこわし
 - この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
- *3 ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

 **ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)**

(2) 安心更新サポート特約について 契約概要

保険の対象に建物を含む契約のうち、所定の条件を満たす保険期間が5年間のご契約には、安心更新サポート特約が自動セットされます。

この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容*1で自動的にご契約を更新することがあります。

ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までには必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、上記に関わらず、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*1 更新後のご契約では、保険金額、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

(3) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

●ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。

●返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。

●長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

(4) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

●保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合

●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

4 その他ご留意いただきたいこと

 **特にご注意いただきたいこと**

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

●保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

また、保険の対象が建物の場合は、原則として建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。復旧を前提としていない住宅修理サービスなどの契約を行うと、復旧するまで保険金をお支払いできないことがあります。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はしないようにご注意ください。業者に関する対応やトラブルでお困りの場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

 **事故が起こった場合 事故が起こった時の手続き**

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【窓口：カスタマーセンター】0120-888-089

〈受付時間〉平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

【公式ウェブサイト】<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン お問い合わせ 検索

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 0570-022808 〈通話料有料〉
〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

住宅修理サービスなどのトラブルに関する相談

「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談、火災保険の請求手続きのご相談は下記窓口までご連絡ください。

【窓口：住宅修理トラブル相談窓口】0120-0244-10

〈受付時間〉午前9時～午後5時(平日、土・日・祝日共通)

※ 火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※ 平日は担当の保険金サービス課が対応します。

個人用火災総合保険・地震保険 割増引一覧表

以下の事項をみたます場合は、割増引を適用しますので、ご確認ください。なお、複数の割増引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

(1) 建築年割引(地震保険の割引)

「建物登記簿謄本」・「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類で新築年月をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物である場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下の書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 公的機関等*2が発行*3する「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書(確認済証・確認通知書)」、「検査済証」など
- 宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」*4、「賃貸住宅契約書」*4
- 登記の申請にあたり登記所に提出する「工事完了引渡証明書」*4など

(2) 耐震等級割引・免震建築物割引(地震保険の割引)

「建設住宅性能評価書」等で耐震等級を有する建物または免震建築物であることをご確認ください。ことで判定できます。

適用条件 耐震等級を有する建物または免震建築物である場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。))に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」*5
- 評価指針に基づく「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎります。)
- 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」*6または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」*6
- 長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」*7
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」*6
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類*8および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類*7
- 上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」といいます。)*9により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類*6

(3) 耐震診断割引(地震保険の割引)

耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書または地方公共団体・建築士等が証明した書類をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 耐震基準をみたます場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、「固定資産税減額証明書」など)
- 地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する「2006年国土交通省告示第185号(または「2013年国土交通省告示第1061号*4)に適合している」旨の文言が記載された「耐震診断結果報告書」など

(4) 公有物件等割引(個人用火災総合保険の割引)

公有物件等割引とは、● 公有物件割引 ● 準公有物件割引 ● 社会福祉施設物件割引をいいます。損保ジャパン所定の公有物件等の条件をみたしているかをご確認いただくことで判定できます。

適用条件 国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合

所定の確認が必要となります。以下のいずれかをみたます場合に適用することができます。

- 国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン所定の条件をみたます団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン所定の条件をみたます社会福祉施設専用の物件であること

(5) 職業割増・作業割増(個人用火災総合保険の割増)

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。

適用条件 住宅以外の用途にも使用されている建物の場合

損保ジャパンが定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。

(6) 平均用法割増(個人用火災総合保険の割増)

複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパンが定める条件に合致する場合、適用します。

適用条件 コンクリート造建物等で、複数の用途に使用されている建物の場合

一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパンの定める条件に合致した場合に適用します。

(7) 長期分割割引(個人用火災総合保険の割引)

保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払にされた場合、保険料に割引が適用されます。

適用条件 ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。

- 保険期間が2年～5年であること
- 保険料のお支払方法が年払であること

(8) 建物・家財セット割引(個人用火災総合保険の割引)

建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

適用条件 建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が5年間であること
- 「安心更新サポート特約」がセットされていること

*1 対象建物について、すでにいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類*4、契約内容確認のお知らせ*4またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類*を確認資料とすることができます。

※「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

*2 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

*3 建築確認申請書など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

*4 地震保険期間の初日が2019年1月1日以降の場合に限ります。

*5 登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類を含みます。

*6 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。

- 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関*9(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

*7 以下に該当する場合には、耐震等級割引(工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級)が適用されます。

- 「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
- 「認定通知書」など左記(2)①の書類のみご提出いただいた場合

*8 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

*9 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

日常の暮らしにもゆとりと安心を…。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

THE すまいの保険に個人でご契約のお客さまとご家族みなさまのためのサービスです。すべてのご契約でご利用いただけます。

0120-620-119

※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

WEB受付はこちら



日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！以下のサービスをご利用いただけます。

サービスの受付時間 24時間365日受付

水まわりのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

かぎのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分*1)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。
*1 専有・占有部分には賃貸住宅の各戸室の玄関ドアを含みます。

健康・医療相談サービス

次のような健康・医療に関するさまざまな相談に対して、電話でお応えします。

●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談

●医師による医療相談

●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*2

●医療機関情報などの提供

*2 メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日は午前9時～午後7時、
土曜日は午前10時～午後8時
(日・祝日、12月29日～1月4日は除きます。)

※保険始期日(長期契約の場合は始期応当日)から、1年ごとの利用回数を10回までといたします。

サービスの受付時間 平日午前10時～午後5時

※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス(原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。
※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス(原則予約制)

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。
※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

空き家相談サービス(原則予約制)

空き家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。
※相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

※総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

※相談サービスでは、ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスをご紹介します場合があります。

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

【受付時間:24時間365日受付】

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたってのご注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明*3ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただきます。
- *3 顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客さま負担(有料)となる場合があります。
- 上記サービスは、2024年10月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりや、証券・取扱説明書・約款を一体化した冊子に記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

地震保険料控除証明書の発行について

ご契約・ご継続
いただいた年

「保険証券」に「**地震保険料控除証明書**」を添付してお送りします。*4

ご契約の始期日によっては、**年末調整・確定申告の時期まで**しばらく「地震保険料控除証明書」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意ください。

ご契約・ご継続いただいた
年の翌年以降(保険料払込
方法が分割払の場合等)

ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「**地震保険料控除証明書ハガキ**」をお送りします。

控除証明書を
紛失された場合

保険料控除証明書発行サービス*5をご利用ください。

「保険料控除証明書」の電子発行や
「保険料控除証明書ハガキ」の**再発行依頼**が可能です。

<https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>



*4 地震保険を中途でご契約された場合は、「地震保険証券」「地震保険中途付帯証券」に「地震保険料控除証明書」を添付してお送りします。

*5 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。